

第4回公社等経営評価委員会 議事要旨

1 日 時：平成21年5月27日（水）16：00～19：00

2 場 所：兵庫県公館 第2会議室

3 出席者：

(1) 委員側

佐竹委員長、清水委員、田中委員、茂木立委員、吉田委員

(2) 公社及び関係課

(財)兵庫県芸術文化協会、芸術文化課

(財)兵庫県国際交流協会、国際交流課、国際経済課、産業労働部総務課

(財)ひょうご産業活性化センター、経営商業課、産業労働部総務課

(3) 事務局

管理局長、企画財政局長、財政課長、人事課長、新行政課長

4 議事要旨

各個別ヒアリング対象公社（（財）兵庫県芸術文化協会、（財）兵庫県国際交流協会、（財）ひょうご産業活性化センター）から経営改善計画、事業概要等の説明後、ヒアリングを実施。委員の主な意見等は次のとおり。（「 」は公社及び関係課による回答）

(1)（財）兵庫県芸術文化協会

収入、支出については分析をしていると思うが、企業協賛金獲得など収入を増やす手法やさらなるコスト縮減など効率化を検討する余地はあるのではないかと。

今の世の中は激変している。一定の県補助金等を前提にするのではなく、将来、その削減も視野に入れた方策を今のうちに考えておくべき。

長期収支枠組（フレーム）に従って、適切に運営している。また、7万人の先行予約会員を集めたり、センター自身でチケット販売を行うなどの工夫もしている。さらに、県として初めてネーミングライツを取り入れ、維持管理費に充当するとともに、企業協賛の獲得や国の助成事業の導入なども積極的に行っている。

そもそも芸術はお金がかかる。効率性を考え、芸術を民間に任せるのか、経済効果もあるし、癒しを与え、関心を高める効果もあるので、ある程度負担があっても行政で取り組むのかは考え方の問題。

行政として芸術文化施策に公費投入しても良いと考える。

ピッコロ劇団は日本の演劇の中でどれほど認知されているのか疑問。位置づけが中途半端であり、ピッコロ劇場、劇団が本当に県民に受け入れられるよう取り組んでいただきたい。一方で、県立劇団が県民に果たす役割を踏まえ、見直しを検討することも必要。

劇場関係者、劇団員も必死で頑張っているが、その役割をもっと発信することが今後の課題と考えている。

県派遣職員の見直しも検討しているが、将来的には、専門的分野での事業推進に

については、プロパー職員だけでも十分に対応できるような体制も考えられるのではないか。

芸術文化センターの企画・設計段階から民間の人に入ってもらっている。県派遣職員やプロパー職員といった区分よりは、むしろ、職員がどんどん専門化していった方がよいと考えている。

(2) (財) 兵庫県国際交流協会

外国人県民インフォメーションセンターはクリスタルタワーの6階にある。神戸市も神戸国際会館に神戸国際コミュニティーセンターがあり、同じ神戸市内で同じような事業を県も市も実施しているのではないか。

弁護士による法律相談事業は、一定の時間弁護士を拘束して経費を支出しているが、相談件数に応じた効率化が考えられるのではないか。

海外事務所について、例えばパリ事務所を大阪市との共同設置とするなど、他自治体等との共同設置も視野に入れて、大鉈を振るってみてはどうか。財政の効率化の観点からもインパクトがある。

海外事務所の運営に際し、日本での事業展開を検討している企業や海外の日系企業から出資してもらおうといった視点もある。

国際交流について、市町の国際交流協会とも重複している部分もあるのではないか。さらに、NPOを始め民間レベルでも盛んにしている。一方で、県の国際交流事業は多岐に亘っており、そのような状況を踏まえると、国際交流に係る今後の基本的方向性の検討が必要ではないか。

県の国際交流協会は、県全体をカバーする団体として、市町等では実施していないモデル的、先導的なものに取り組んでいるが、時代の変化、ニーズに応じて絶えず見直しを行っている。

職員の大部分が県派遣職員であるので、県が直接実施しても良いと考える。

外国人県民の生活支援に関し、県政情報、生活情報を提供するにあたっては、県内のコミュニティFMを活用することが、情報伝達網を育成する観点からも有効。

(3) (財) ひょうご産業活性化センター

ひょうご・神戸投資サポートセンターの体制の見直しは、平成30年度を目途にするのではなく、見直し可能な部分はスピードアップして見直すべき。

郡部の市町の現時点の用地売却状況をみると、今しばらくは当サポートセンターの補完が必要であると考えている。

センターの職員は県派遣職員とか県OBではなく、ノウハウを持った専門集団にする方が良いのではないか。

現在、金融機関OB(5名)や現役行員(5名)が債権回収や投融資業務等の専門的業務に従事している。

10年間で県派遣職員50%削減等とあるが、10年後にできるのであれば、5年後でも出来るのではないか。もっと前倒しにすれば良いのではないか。また、人員削減をしても事業に影響はでないのか。

県派遣職員削減等については、第一義的に、行革プランに従い、着実に実行し、実施事業については、類似事業の統合や県直轄の事業とするなど、事業の縮小・廃止の見直しも検討していく。

施策立案に際しては、現場のノウハウを持ったセンターの意見を十分に反映すべき。

企業立地の促進はセンターで実施するより、県の直接実施の方が良いのではないか。

企業への効果的なアプローチや機動的な対応を考えた場合、センターで実施するのがベターであると考えている。

設備貸与事業の貸倒れの発生対策には“目利き”が重要である。センターの融資は銀行融資の場合と異なり債務者の与信が低く、危険度が高くなれば、この不況下で急激に収支が悪化することも想定しておくことが必要。

債権を3分類（一般債権、貸倒懸念債権、破綻懸念債権）に分けて管理し、シビアに見るように努めている。

債務者情報をデータベース化し、しっかりとした債権管理体制を構築すべき。